

長浜水道企業団地球温暖化対策実行計画

1. 基本的事項

(1) 目的

長浜水道企業団地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、長浜水道企業団が実施している事務および事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、長浜水道企業団の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

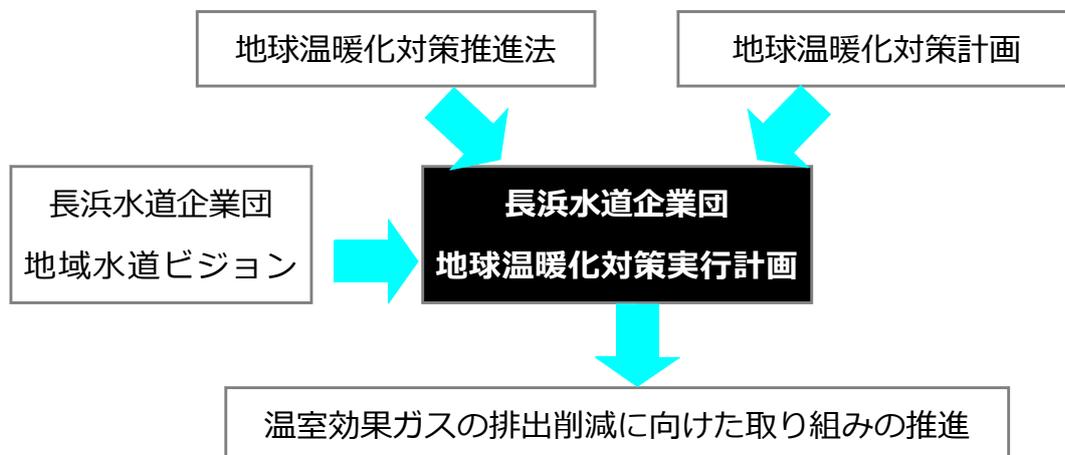
実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

(4) 計画期間

令和4年度から令和9年度末までを計画期間とします。なお、基準年度については令和2年度とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画および長浜水道企業団地域水道ビジョンに即して策定します。



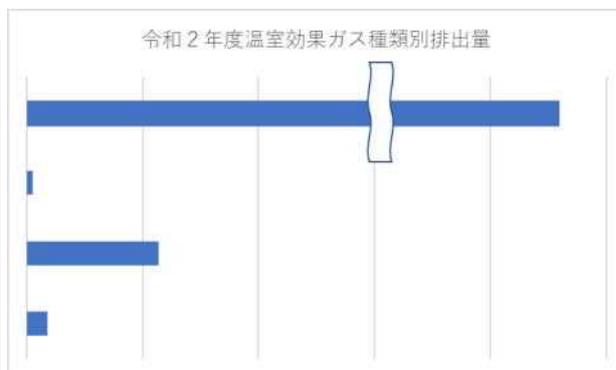
2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

長浜水道企業団の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和2年度において、4,382t-CO₂ となっています。

温室効果ガス総排出量・種類別排出量

温室効果ガス	令和2年度(t-CO ₂)
二酸化炭素	4,379.197
メタン	0.096
一酸化二窒素	2.270
HFC(ハイドロフルオロカーボン)	0.358
計	4,381.920

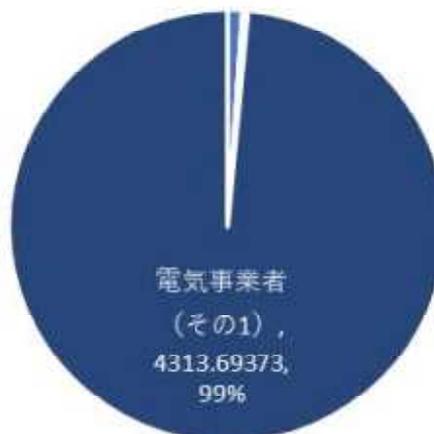


(2) 要因別排出状況

①二酸化炭素総排出量・要因別排出量

二酸化炭素	令和2年度(t-CO ₂)
ガソリン(公用車)	47.866
灯油	1.201
軽油(公用車)	3.817
軽油(公用車以外)	6.639
A重油	5.168
液化石油ガス(LPG)	0.813
電気事業者	4,313.694
計	4,379.197

要因別排出状況(二酸化炭素)



②メタン総排出量・要因別排出量

メタン	令和2年度(t-CO ₂)
自動車の走行	0.096

③一酸化窒素総排出量・要因別排出量

メタン	令和2年度(t-CO ₂)
ディーゼル機関	0.087
自動車の走行	2.183

④ハイドロフルオロカーボン総排出量・要因別排出量

ハイドロフルオロカーボン	令和2年度(t-CO ₂)
カーエアコンの使用	0.356

3. 温室効果ガスの排出削減目標

当企業団の排出する温室効果ガスは、そのほとんどが施設管理のための購入電力によるもので、上水道供給のための浄水処理やポンプ運転が多くの電力を消費しています。また、大規模工事等に伴う公用車使用やガソリン使用量の増、自然災害等による停電（非常時）における自家発電機の稼働に伴う重油や軽油の使用など、通常の事務・事業活動以外による温室効果ガスの排出による増減が予想されます。

本計画では、目標年度の令和 9 年度における温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を基準年度の令和 2 年度と同水準以下に抑制することを目標とします。

目標値：4, 379 t-CO ₂

4. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

①施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

②施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

③職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・ 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・ 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・ 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・ ペーパーレスを推進し、会議資料等の作成部数は必要最小限とする、両面印刷やページ集約印刷を活用する等紙類使用量を削減します。
- ・ ゴミの減量に努め、リサイクルの推進を図ります。

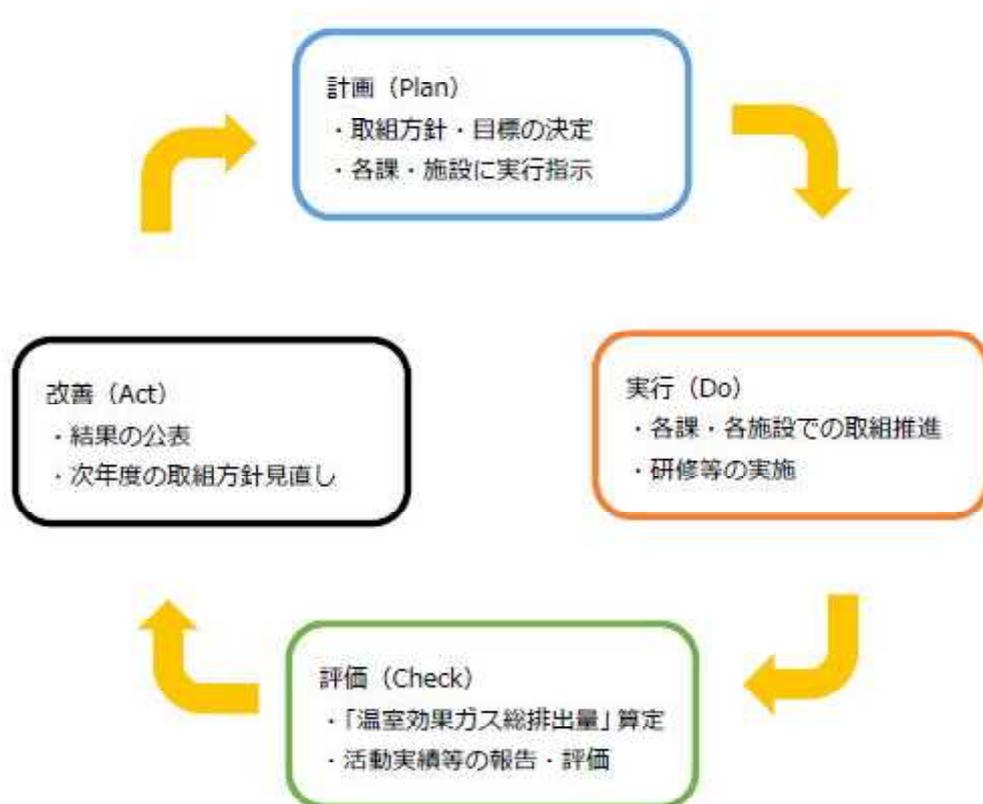
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

実行計画を推進するために、事務局を総務課に置き、各課と連携しながら計画の推進に取り組めます。

(2) 点検・評価・見直し体制

実行計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。



(3) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。